

# 暮らしの相談

※㊦は事前に予約が必要です。㊦は電話による相談も可能です

相談	開催日	開催時間	相談会場	問合せ・予約先								
<b>市民相談</b> ㊦ 市政に関する要望や生活上の困りごとなど	月・火・金曜日 (祝・休日を除く。30日(月)は休み)	9時30分～14時30分 (受付14時まで)	市役所2階市民相談室	広報統計課 ☎㉟9121								
<b>行政書士による無料相談</b> 交通事故、相続、遺言、離婚に関する相談	12月6日(金)・13日(金)	13時～17時	市民活動センター2階	広報統計課 ☎㉟9121								
	12月18日(水)	13時～16時	市役所4階402会議室									
<b>無料法律相談</b> ㊦ 弁護士による相談	12月10日(火)	13時～16時	大野支所32会議室	広報統計課 ☎㉟9121、☎㉟0001(内線1492) <b>受付開始</b> 12月2日(月)8時30分から電話で								
	12月11日(水)・17日(火)		市役所4階402会議室									
<b>無料登記相談</b> 土地家屋調査士による相談	12月19日(木)	13時～16時	市役所4階402会議室	広報統計課 ☎㉟9121								
<b>税理士無料税務相談</b> ㊦ 所得税、相続税、贈与税など	12月4日(水)	13時～16時	市役所2階市民相談室	課税課 ☎㉟9113								
<b>就業支援相談</b> ㊦	第2・第4水曜日 (祝・休日を除く)	12時30分～16時30分	市役所2階市民相談室	商工労政課 ☎㉟9140								
<b>心配ごと相談</b> ㊦ 日常生活上の悩みごとや対人関係のもつれ、困りごとなどの相談	火・金曜日 (祝・休日、31日(水)を除く)	13時～16時	あいプラザ	廿日市市社会福祉協議会廿日市事務局(あいプラザ内) ☎㉟0783・㊦㉟1616								
	水曜日 (祝・休日を除く)	13時～16時	佐伯社会福祉センター	同佐伯事務所(佐伯社会福祉センター内) ☎㉟0868・㊦㉟1005								
	12月4日(水)・11日(水)・18日(水)	13時～16時	吉和福祉センター(すこやかプラザ)	同吉和事務所(吉和福祉センター内) ☎㉟2883・㊦㉟2514								
	木曜日 (祝・休日を除く)	13時～16時	大野福祉保健センター	同大野事務所(大野福祉保健センター内) ☎㉟3294・㊦㉟3275								
	12月2日(月)・9日(月)・16日(月)	13時～16時	宮島福祉センター	同大野事務所(大野福祉保健センター内) ☎㉟3294・㊦㉟3275								
<b>認知症介護相談</b> ㊦	12月10日(火)	13時30分～15時	あいプラザ	同宮島事務所(宮島福祉センター内) ☎㉟2785・㊦㉟2661								
<b>認知症介護相談</b> ㊦	12月24日(火)	13時～16時	大野福祉保健センター	※各事務所では、ボランティア相談、福祉総合相談も随時行っています								
<b>司法書士法律相談</b> ㊦	12月11日(水)	13時～16時	あいプラザ									
<b>理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による専門相談</b> ㊦	12月19日(木)	14時～15時	あいプラザ2階会議室	障害福祉課 ☎㉟9152								
<b>障がいに関する総合相談</b> ㊦	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時～17時	障がい福祉相談センター(あいプラザ内)	障がい福祉相談センター「きらりあ」 ☎㉟0224・㊦㉟0225								
<b>教育相談</b> ㊦	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時30分～16時30分	廿日市市子ども相談室 ☎㉟8061									
<b>こどもいじめ110番</b> ㊦	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時30分～16時30分	☎(0120)080110(通話料無料)									
<b>高齢者の総合相談</b> ㊦ 介護予防や生活の中での困りごと、介護保険、虐待など	月～金曜日(祝・休日を除く) 8時30分～17時											
	地域包括支援センター(はつかいち) ☎㉟9158・㊦㉟1999 地域包括支援センターさいき ☎㉟2828・㊦㉟0415 佐伯さつき会よしわせせらぎ園 ☎㉟2377・㊦㉟2379 地域包括支援センターおおの ☎㉟0251・㊦㉟1307 いもせ聚楽会宮島ふれあい ☎㉟0250・㊦㉟0881											
<b>家庭児童相談</b> ㊦ 要保護児童・虐待など	月～金曜日 (祝・休日を除く)	8時30分～17時15分	市役所1階児童課	児童課 ☎㉟9153 児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570(064)000								
<b>子育てに関する相談</b> ㊦	月～金曜日 (祝・休日を除く)	8時30分～17時15分	廿日市市子育て支援センター(あいプラザ内)	廿日市市子育て支援センター ☎㉟1612・㊦㉟1613								
	土・日曜日、祝・休日	10時～12時、13時～17時										
	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時～15時	大野子育て支援センター(深江保育園内)	大野子育て支援センター ☎㊦㉟0356								
<b>電話育児相談</b> ㊦ 市内各保育園で実施	月～金曜日(祝・休日を除く) 13時～17時											
	保育園	電話	ファクス	保育園	電話	ファクス	保育園	電話	ファクス	保育園	電話	ファクス
	佐方	㉟0858	㉟5603	宮園	㉟6126	㉟3205	友和	㉟0834	㉟0672	池田	㉟2026	㉟2018
	廿日市	㉟0112	㉟1638	串戸	㉟0970	㉟5706	津田	㉟0952	㉟0939	いもせ	㉟2051	㉟2009
	平良	㉟1165	㉟7521	地御前	㉟0273	㉟3262	浅原	㉟0205	㉟0086	梅原	㉟1559	㉟1558
	原	㉟6135	㉟1616	阿品台東	㉟0618	㉟6111	吉和	㉟2470	㉟2460	丸石	㉟2073	㉟2010
	宮内	㉟0671	㉟1636	阿品台西	㉟0351	㉟4031	深江	㉟0328	㉟0356	鳴川	0827㉟5571	0827㉟5898

# 施設の催し情報

教室名	とき	参加費	定員	教室名	とき	参加費	定員
ハザイでつくろう	12月14日(土) 10時～12時	300円	15人	すいすい木工教室 [初心者向け木工を仕組みよう]	1月8日(水) 10時～13時	1,500円	6人
ドアノブサンタ	12月15日(日) 10時～12時	1,000円	15人	窓わくの干支かざり	1月11日(土) 10時～12時	800円	15人
すいすい木工教室 [大人の端材教室]	12月18日(水) 10時～13時	1,500円	6人	すいすい木工教室 [初心者向け木工を仕組みよう]	1月15日(水) 10時～13時	1,500円	6人
干支の置物をつくろう	12月26日(水) 10時～12時	700円	15人	お馬のティッシュボックス	1月18日(土) 10時～12時	1,000円	15人

## 木材利用センター

☎㉟2393

申し込み、問い合わせは、木材利用センターまで電話で。いずれも開催場所は木材利用センターです。汚れても良い服装で来てください。教室内容の詳細は、市ホームページをご覧ください。

## リサイクルプラザ

(エコセンターはつかいち内) ☎㉟0266

とき ①9時30分～12時  
②13時30分～16時

※参加費は各100円  
※定員は各10人。参加申し込みは、各講座の受付開始日から電話で

講座名	とき	持ってくるもの	受付開始
古い布から草履づくり	12月12日(水) ①・②	はさみ、洋裁道具、物差し、鉛筆	12月5日(水)から
和服からリフォーム～作業衣・ベスト作り～	12月25日(水) ②	ほどいてアイロンをかけた古い和服、洋裁道具、はさみ	12月18日(水)から

## 12月 BOAT RACE 宮島

宮島競艇施行組合 ☎㉟1122

12月11日(水)まで  
場内工事のため休催 ⑫ ⑬ ⑭  
⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑  
㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘  
㉙ ㉚ ㉛

○：レース開催日 □：場外発売

### 12月のおはなし会

	ところ	とき	対象
小さい子のためのおはなし会	はつかいち市民図書館	6日(金)・20日(金) 11時～	乳幼児
おはなし会	はつかいち市民図書館	14日(土)・28日(土) 11時～	幼児・小学校低学年
	大野図書館	21日(土) 14時～	
	さいき図書館	14日(土) 10時30分～	
ストーリーテリングのおはなし会	はつかいち市民図書館	今月はありません	幼児～大人

## 図書館

図書館名	開館時間	12月の休館日
はつかいち市民図書館 ☎㉟0333	月～金 9時～19時 土・日・祝・休日 10時～18時	29日(水)～平成26年1月4日(土)
大野図書館 ☎㉟1120 さいき図書館 ☎㉟1011	10時～18時	2日(月)、9日(月)、16日(月)、24日(火)、29日(水)～平成26年1月4日(土)

## 消費生活

### 消費生活相談

☎㉟1841

とき 月～金曜日  
(祝・休日を除く)  
9時～12時、13時～16時

ところ 廿日市市消費生活センター(市役所6階商工労政課内)

### 相談内容

「古いバッグがありますか、あれば買い取りますよ」と女性から電話があったので、訪問を了解した。20分くらいして若い男性が訪問し「バッグのほかに貴金属はありませんか」と聞いたので、アクセサリーを15点ほど見せると、それも査定し、アクセサリー10数点とバッグ3点を3万7千円で買い取ってもらう契約をした。しかし、アクセサリーには娘のものも混じっている。返して欲しいがどうすればよいか。(80歳代 女性)

### アドバイス

相談者にはクリーニング・オフについて説明し、書面で通知するように助言しました。その後、品物は返品され、受け取っていたお金は業者に返したと連絡がありました。今年2月に法律が改正施行され、訪問買取についてもクリーニング・オフが適用されるようになりました。契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、無条件で契約解除できます。また、その期間内は物品の引き渡しを拒むこともできます。さらに、事業者が執拗(しつよう)に勧誘するなど、消費者が迷惑を覚えるような方法で物品の引き渡しをさせることなども禁止されています。ただし、クリーニング・オフが適用されない商品もあるなど、例外もあるので注意が必要です。何よりも、売りたいくないと思ったらきっぱり断りましょう。トラブルになったら消費生活センターへ相談してください。クリーニング・オフが適用されない商品や取引態様などは、消費者庁のホームページを確認してください。

(広島県環境県民消費生活課発行「暮らしのフレッシュ便」平成25年10月号より)

工業統計調査にご協力をお願いします

経済産業省による平成25年工業統計調査が行われます。この調査は製造事業所の活動実態を明らかにするために毎年行っている平成年工業統計調査が行われます。この調査は製造事業所の活動実態を明らかにするために毎年行っている平成年工業統計調査が行われます。この調査は製造事業所の活動実態を明らかにするために毎年行っている平成年工業統計調査が行われます。

問 広報統計課 ☎㉟9122